三　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ　所在地が市の区域に属すること。	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	市長	三の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。	
四　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ヘ　一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。	

三　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	三の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。	